

目的

済生会東神奈川リハビリテーション病院 院内感染対策指針（以下「指針」と称す。）は、院内感染の予防と対策及び集団感染事例発生時の対応など、済生会東神奈川リハビリテーション病院における感染防止対策の基本方針を定め、病院に関わるすべての人を院内感染から防御し、安全で質の高い医療サービスの提供に資することを目的とする。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院を利用するすべての人々と全職員を院内感染から守るために、院内環境を整え、標準予防策と必要に応じて感染経路別予防策を実践する。また、感染症発生の際は、拡大防止のため、その原因を特定し、制圧・終息を図ることを病院全体で取り組む。すべての職員は、院内感染予防マニュアルを遵守する。

2. 院内における感染対策のための組織

1) 院内感染対策委員会

院内感染の発生を低減するための方針を決定、感染予防に向けた事項を調査・審議し、感染対策に有効な意見を推進することを目的として院内感染対策委員会を設置する。

委員会は毎月1回開催、緊急時には臨時委員会を開催する。また、委員会は組織横断的に活動を行う。

委員会の組織及び運営等の詳細は、院内感染対策委員会規程に定める。

2) 感染対策チーム

済生会東神奈川リハビリテーション病院 院内感染対策委員会の下部組織として、感染対策チームを置く。感染対策チームは、院内感染の実情を把握し院内感染防止とその対策を周知・実施・評価、院内感染の発生および蔓延を予防、低減するために組織横断的に活動する。また、近隣医療機関に対して、地域全体の感染管理体制の強化に向けた活動を行う。感染対策チームの組織及び運営等の詳細は、感染対策チーム規程に定める。

3) 感染管理対策室

院内感染対策委員会と協働し、組織横断的に院内感染防止に向けた取り組みを実践するため、感染管理対策室を設置する。

感染管理対策室の業務の詳細は、感染管理対策室業務分掌に定める。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

- 1) 感染管理対策室は、新入職者に対して感染防止対策に関する初期研修を行う。
- 2) 院内感染対策委員会は、全職員対象の研修会を年2回開催する。
- 3) 感染管理対策室は、研修の開催結果を記録保存する。

4. 感染症発生状況の監視と報告に関する基本方針

- 1) 職員は、院内感染予防マニュアルに規定した感染症の報告を感染管理対策室に行う。
- 2) 当院における感染症発生状況を日常的に把握するシステムとして、サーベイランスを実施し、その結果を感染防止対策に活かす。
- 3) 感染症発生時は、迅速に特定し対応する。
 - ① 感染管理対策室は、耐性菌サーベイランスの実施および感染症の発生状況を把握し、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し対応する。
 - ② 報告義務がある疾患が特定された場合は、速やかに神奈川区福祉保健センターへ報告する。
 - ③ 院内の感染管理組織のみで感染症集団発生への対応が困難な場合は、神奈川区福祉保健センターや日本感染症学会施設内感染対策相談窓口などを活用し外部支援を要請する。

5. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 職員は患者との情報共有に努め、患者およびその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。なお、本指針の照会には各所属長が対応する。
- 2) 本指針に記載された内容は、院内感染予防マニュアルにて職員へ周知し、遵守率を高める。

6. 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- 1) 職員は、院内感染予防マニュアルに記載された感染防止対策を実施する。
- 2) 感染管理対策室は、院内感染予防マニュアルを定期的に見直しする。
- 3) 職員は部署の感染防止対策上の問題発見に努め、感染管理対策室と協働してこれを改善する。
- 4) 職員は院内感染を防止するため必要なワクチン接種を積極的に受ける。また、日頃から自身の健康管理を行い、感染症罹患又はその疑いのある場合は、速やかに感染管理対策室に報告する。
- 5) この指針は1年に1回見直しを含めた検討及び改訂をする。

附則

- 1) 平成30年2月1日作成
- 2) 平成30年6月1日改定（3. 院内における感染対策のための組織に感染対策チームを追加）